

2023 東京都権利擁護研修

障害者虐待防止 性的虐待の防止と対応

白梅学園大学

堀江まゆみ

mayumi@shiraume.ac.jp

性的虐待の定義

- ・障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

 - －障害者虐待防止法条文

- ・本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

 - －千葉県障害者虐待対応マニュアル

- ・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る 又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

 - －児童虐待防止法についての
厚生労働省解説

今、なぜ、障害者の性的虐待を 取り上げるのかー1

◆福祉従事者による性的虐待の事件が毎年、
繰り返し報道されている



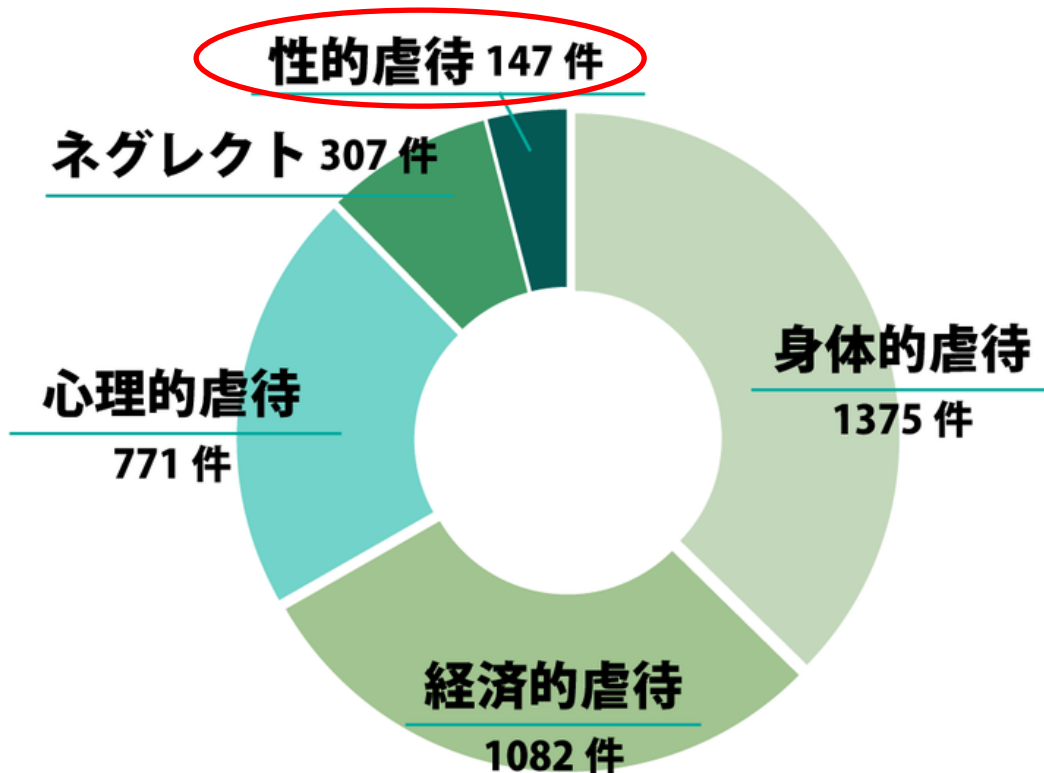
障害者虐待防止法で救済できているか
早期の気づきはなんだったか
福祉従事者に求められるスキルは何か

性的虐待事件「怖くて断れなかった」障害者施設で 性的虐待所長の男性が利用女性に 2018西日本新聞

- 障害者の自立を支援する福岡県久留米市の就労移行支援事業所の所長だった40代男性が昨年末、女性利用者(20)にわいせつな行為をしていたことが「あなたの特命取材班」への情報提供で分かった。
- 女性が住む自治体は障害者虐待防止法に基づき性的虐待と判断し、久留米市は近く是正指導する方針。施設側は取材に対し、不適切だったと認め、事業所を閉鎖する意向を示した。
- 女性の家族などによると、女性には中度の知的障害があり、精神年齢は小学校高学年程度。調理の仕事に就くことを希望し、昨夏からこの事業所に通っていたが、調理中に胸を触られるなどしたほか、昨秋と昨年12月には訓練の時間内にホテルでわいせつ行為を受けたとしている。
- 女性は取材に、包丁さばきがうまくいかない時に男性から「へたくそ」と怒鳴られたり、強く手を引っ張られたりすることがあり、わいせつ行為をされても「怖くて断れなかった」と説明。無料通信アプリでやりとりする中で「好き」と自ら送ったこともあったが、「怒られるのが嫌で先生に合わせていた」と話した。
- 昨年末、女性が福祉関係者に打ち明けて発覚。通報を受けた自治体が聞き取りを行うなどして調査していた。女性は事業所に通えなくなり、「死にたい」と周囲に漏らすなど情緒不安定になっているという。(中略)。
- 厚生労働省の2016年度調査では、障害者施設の職員などによる虐待は401件で、前年度比18%増。被害者は672人に上った。虐待行為の内訳は
 - 身体的虐待 57%、
 - 心理的虐待 42% など。被害が表面化しにくいとされる
 - 性的虐待も 12% あった。

改めて、障害者虐待防止法一性的虐待の状況

虐待行為の種類（複数回答）



令和元年度「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書より

■ 身体的虐待・心理的虐待

定義や虐待行為の認知が広がり、気づかれやすく通報件数が多くなってきた傾向

■ 性的虐待

密室で起こりやすい、被害を訴えられない、周囲も気づきにくい、事実認定がしにくく通報されにくい。**被害が埋もれていることが想定される**

【虐待防止法での課題】

性的虐待がどのような場面で起こり、どのような気づきやサインがあるのか、より事例検討を重ねて明らかにし、早期の発見や救済に役立てる必要がある。

今、なぜ、障害者の性的虐待を 取り上げるのかー2

◆性犯罪に関する「刑法の一部を改正する法律」



性被害・性犯罪の厳罰化傾向

性犯罪被害者の救済が社会的課題になっている

特に「**不同意性交等罪**」

「同意」をしにくい性的弱者を顕在化

近年の「性暴力・性虐待に関連する動き」-2

性犯罪に関する「刑法の一部を改正する法律の概要

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案

(令和5年6月法務省資料より)

刑法の一部改正

《強制性交等罪・強制わいせつ罪の要件の改正等》(改正案176条・177条)

- 「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」要件の改正
- いわゆる性交同意年齢の引上げ
- 身体の一部又は物を挿入する行為の取扱いの見直し
- 配偶者間において不同意性交等罪などが成立することの明確化

現行法

- 強制性交等罪(177条)
暴行又は脅迫を用いて、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処する。13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。
- 準強制性交等罪(178条2項)
人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神喪失若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

法律案

【罪名】

強制性交等罪・準強制性交等罪(177条・178条2項) → 不同意性交等罪(改正案177条)
強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪(176条・178条1項) → 不同意わいせつ罪(改正案176条)

【要件】(不同意性交等罪)

- 1 ①から⑥までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等(※1)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず(※2)、5年以上の有期懲罰に処する。
 - ① 暴行・脅迫
 - ② 心身の障害
 - ③ アルコール・薬物の影響
 - ④ 睡眠その他の意識不明瞭
 - ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとの不在
 - ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
 - ⑦ 虐待に起因する心理的反応
 - ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1と同様とする。

(※1)「性交等」=性交・肛門性交・口腔性交に加えて、膣・肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入する行為であってわいせつなものを含む

(※2)配偶者間においても成立し得ることを明確化

《刑法改正のポイント》

■ 強制性交等罪 ⇒ 不同意性交等罪

1.
 - ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとの不在
 - ⑦ 虐待に起因する心理的反応
 - ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2. 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信もしくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする

■ グルーミング

子どもからの信頼を得て、その罪悪感や羞恥心を利用するなどにより、関係性を操る行為。特に、子どもを手なずけることによって、性的な接触・搾取をする目的で行われるケースがよく見られる。

今、なぜ、障害者の性的虐待を 取り上げるのかー3

◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」



令和2年6月11日

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定

「性犯罪・性暴力対策の集中期間」

(令和2年～令和4年の3年間)

近年の「性暴力・性虐待に関連する動き」-3

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

令和2年6月11日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討
- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

性的虐待・性暴力被害の状況

・内閣府2017-18年

「全国の相談・支援団体を対象に行った調査」
障害の有無について回答があった30歳未満の
性被害事例127件のうち、障害があるとみられる事例は70
件あり、55%を占めた。

その内訳は、発達障害16件▽精神障害19件
▽軽度知的障害9件-など。

しあわせなみだ理事長の中野宏美さん(42)は

**「海外の調査で、障害のある人はない人の約3倍、性暴力
を経験しているというデータもある」と説明する。**

被害女性は「人間として扱われていない感じがしてひどく傷
ついた」「ノーって言えない。言える立場じゃない」っていう
のが潜在意識にある

(西日本新聞2020年11月5日(木)より引用)

今、なぜ、障害者の性的虐待を 取り上げるのかー4

◆「性的虐待により心理的影響」



◆重篤な心理的影響

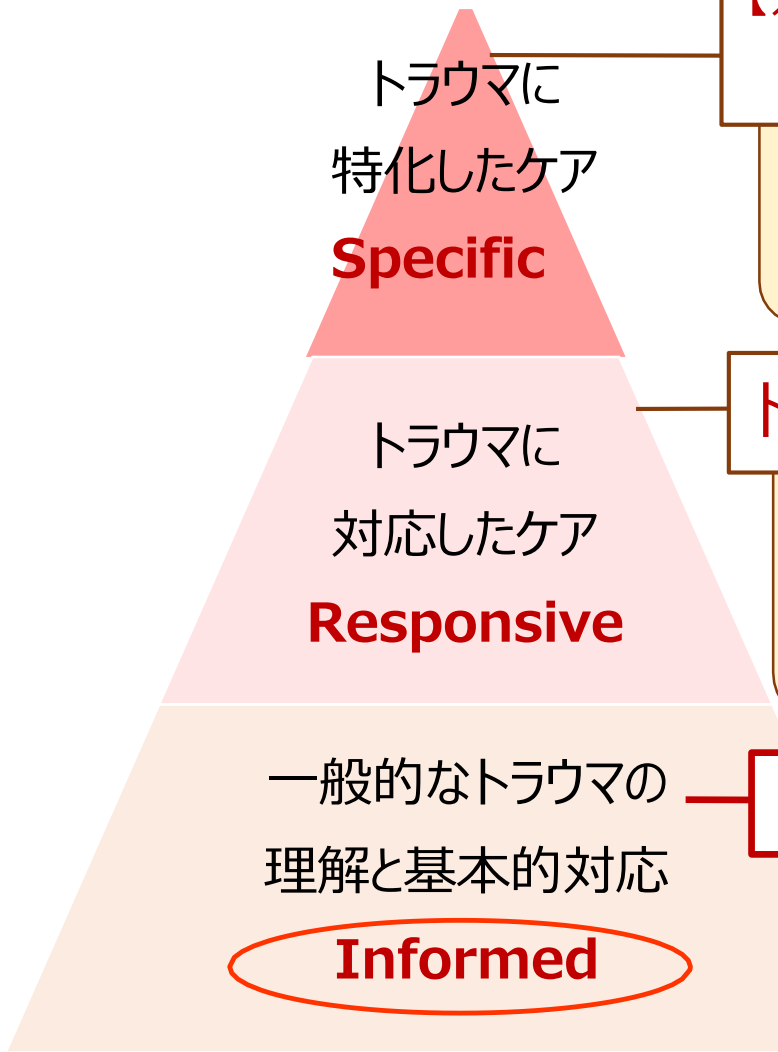
- ・急性ストレス障害
- ・心的外傷後ストレス障害(PTSD)

◆「トラウマ・インフォームド・ケア」への注目

表 20. 性的虐待による心理的影響

急性ストレス障害 (被害後比較的早期 のトラウマ)	闘争－逃走反応	日常の機能が停止. 逆に通常どおりの日常生活を送ろうと固執することもある. 身体的・感情的苦痛をなくそうとし, 他人事のような感覚をもつ.
	凍結反応	被害に関する詳細を思い出せない.
	認知の歪み	考え方が否定的になる. 罪悪感(黙っていればよかった), 恥(自分は汚れてしまった), 悲しみ(お母さんを困らせてしまった), 非難(お母さんは助けてくれなかった), 活動する気力の低下などにより, 通学など社会生活に支障を来す.
心的外傷後ストレス 障害(PTSD)	解離	同一性の断片化, 離人感, 現実感消失. 容易であるはずの精神機能の低下.
	身体症状	不眠, 過敏, パニック発作などの常態化.
	フラッシュバック	被害を想起させる場所(被害にあった場所に向かう道など), におい, 状況(壁や部屋, 家具など), 明るさ(時間帯を含む), 季節などのトリガーにより, 再体験やパニック症状を起こす.

トラウマケアの3段階



【対象】トラウマの影響を受けている人

【支援】専門的介入で人生を統合する

トラウマのリスクがある人

被害の影響を最小化、健全な成長と発達を最大化する

あらゆる人 (public)

トラウマ・逆境の理解、生活に及ぼす影響の一般的知識を持つ

2-3次予防
心理・医療的アプローチ
トラウマ記憶や症状を扱う専門的な治療
トラウマに焦点をあてた心理療法

1-2次予防
公衆衛生的アプローチ
暴力の予防啓発
トラウマや症状に関する理解と共有
ルーティンの聴き取り

改めて

障害者の性的虐待の

- ・早期の発見・気づき

- ・予防について

考えてみましょう

福祉における性的虐待の事例から

【事例A】30代・中度の知的障害の女性

←事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた

【事例B】40代・軽度の知的障害の女性

←GH世話人(50台男性、非常勤)からホテルに誘われ、性行為を繰り返されてきた。

【事例C】10代・知的障害の男児児童

←支援者男性から風呂介助で裸の写真が撮られた

【気づき】性的虐待の発覚は、本人の訴えから

【事例A】30代・中度の知的障害の女性

← 事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた



【気づきのきっかけ】

母とニューステレビを見ながら、本人「自分もこんなことされてる」（★具体的な行為で聞くと本人も被害を認識できる）

母が繰り返し聞き、具体的な部分を話す。

司法面接を受け「事実としてあり得る」

当該市虐待防止センターでは「証拠が取れない」と対応。

協力の市虐待防止センターでは司法面接の結果を重視

【気づき】性的虐待の発覚は、性以外の会話からも

【事例B】40代・軽度の知的障害の女性

←GH世話人(50台男性、非常勤)からホテルに誘われ、性行為を繰り返してきてきた。



【気づきのきっかけ】

最初の困り感は「こづかいが足りない」と母へ。

母がオープンドクエスチョン(それから?それで?だれが?)で聞いていくと、「ファミレスで食事」それから?「そのあとホテルへ」。

クローズドクエスチョン(イエス/ノーで答える質問)は「記憶の混濁」(事実がわかりにくくなる)を起こす。

【気づき】性的虐待の発覚は、不自然な援助行為から

【事例C】10代・知的障害の男児児童

← 支援者男性から風呂介助で裸の写真を撮られた



【気づきのきっかけ】

支援者男性は、あるきっかけで取り調べを受けた。
写真の中から施設らしい風景と子どもの裸の写真が
複数あり施設の風呂場での性虐待であることがわかる。
周囲の同僚支援者は虐待があったことに気が付かなかったと
いうが、そういえば、この支援者は、入浴介助を一人でやりたがっ
た、と気づく。支援者はうすうす、リスクのある行為を見聞き
していた

障害のある人の性被害の特徴

◆「被害」であると認識できない

- ・「性行動のルール」を教えられていない
- ・知人・支援者から、世話や遊びのふり（手なづけ：グルーミング）でなされることが多く、混乱する
- ・どう対処すればよいのか、教えられていない
- ・そもそも、育ってきた環境で境界線が破られている（虐待）

あんたのためだって言ってたし、他の人に言うなっていったし、嫌だったけど、自分がヘンなのかも… 恥ずかしいな



◆被害を打ち明けられない

- ・脅されている（「言うな」と約束させられている）
- ・打ち明けたらどうなるのかわからない、怒られそう、困らせてしまう
- ・恥ずかしい、自分が悪かったと思っている

性被害・年齢不相応な性的体験 = **トラウマ**になりやすい

性的虐待を潜在化させる「心理的バリア」

◆加害者の支配(意識) 家族や介護者への依存、限られた人間関係

- ・性的虐待は「密室」(誰も見ていない)で起こることが多い
- ・加害者の歪んだ認識
- ・相手は、知的障害だからわからないだろう。このぐらいしてもいい。
 - ・だれにも言わないはずだ、脅せば言いなりになり、発覚しない
 - ・同意があったという理由付け(支援一当事者間では成立しない)

◆被害者の仕返しの恐れ 無視、嫌がらせ、さらなる虐待

・性的虐待の否定と自己責任への転嫁

虐待ではないかもしれない、悪いのは自分と思い込む

- ・あきらめと無力感 何をしてしても無駄、誰に言っても仕方がない

◆支援者側の性被害者の仕返しの恐れ

◆支援者側にも潜在化のリスクがある

性的虐待の事例を職場で検討を積み重ねていくことが重要

■もともと、私たちの文化では「性の話題」を共有することに躊躇がある。性に対する価値観が多様でもある。

もし同僚の性的な不適切支援を目撃したとしても、

性の話題をどのように言語化すればいいか言いにくい。

⇒職場での事例検討に、意識的に、性的虐待、性的不適切対応の事例を盛り込み、性的虐待についてもアンテナを！

■加えて、虐待や不適切対応の判断においては、支援者間で判断の共有が難しい場合も多い。性問題にはなおさら。

事例検討を重ねて、共通意識をもつことや、客観的な事実から判断することが重要。

性的虐待に限らず、虐待の判断はチームで行うことにより無意識な躊躇から抜け出せる

【性的虐待 早期発見と気づきのポイント-1】

◆ 性的虐待の気づき・サインは？

身体的サイン 妊娠、STD、性器・肛門外傷

性的行動化 非社会的性行動（場面に合わない性的行動）

誤学習行動 コミュニケーション手段としての誤学習

逃避 引きこもり・徘徊・

愛着障害 他者との適切な心理的・物理的距離感

その他 感情の障害

【性的虐待 早期発見と気づきのポイント-2】

1. 当事者の声を大事に聞く

- ・虐待を受けた当事者には、ラウンド・ヘルプレスネス(学習性無力感)が起きている。
ゆっくりと信頼して聞く姿勢が大事。
- ・基本的な面接法(司法面接等)のスキルを活用すること

2. 本人と支援者の距離が近くなっていることを、周囲の支援者はうすうすと気が付いている

- ・境界線(バウンダリー)を超えた支援がなされていないか(女兒・女性を膝の上に乗せて遊んでいるなど)
- ・一人支援でなく、共有支援をしているかどうか。
(風呂・着替え介助、同性介助、夜間の支援など)



境界線(バウンダリー)の発達

(自他をわける見えない境目、自分を守るもの)

物理的境界線

からだ、もちもの
トイレ・部屋

心理的境界線

気持ち、考え
自分らしさ

社会的境界線

規則、ルール
マナー

- ◆ 境界線は、状況や関係性によって変化する
- ◆ 境界線を越えるときには、相手の承諾が必要

【性的虐待 事実の確認に向けて-1】

性的虐待に早期に気づき、相談を受けたときは

①同僚、保護者、管理者等の周辺情報からまず十分な
事実を把握する(事前に周辺情報を得て必要に応じて聞き取りへ)

- ・同僚支援者がうすうす気が付いていることも多い
- ・特定の支援者との距離が近い(二人だけにいる事が多い等)
- ・ある支援者はひとりで風呂介助をしていた

②性的虐待がどんなきっかけで発覚するか、多様な
アセスメントができるよう事前に研修等で共有し、
チェック項目を作成。性虐待のアンテナが重要

【性的虐待 事実の確認に向けて-2】

性的虐待に早期に気づき・相談を受けたときは

③本人への事実確認は慎重に丁寧に

- 本人への二次的トラウマを避ける配慮も必要
- 「知的障害だから、言っていることが本当かどうかわからない。だからこれ以上調査はできない」
「事実がはっきりしないから、虐待ではない」



⇒知的障害のある本人は「**核心的な事実**」は認識している事が多い(体を触られたなどの大きな事実)
ただし「周辺情報など細かいこと」は認識していない、記憶していないこともある。

【性的虐待 事実の確認に向けて-3】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

④本人からの聞き取りは事実を整理したあとに

- ・周辺情報から得るべき事実の確認を先行させ次に本人に聞くべき事実のみの整理して調査
- ・複数回聞くことで「**記憶の混濁**」が起こるリスク

⑤本人への事実確認に司法面接の活用を

- ・事実確認の専門スキルを把握しておく
- ・できるだけ「**司法面接**」の手法を取り入れて
- ・協力できる機関がどこにあるか事前に把握しておく

「司法面接」(協同面接)とは

- ◆子どもや障害者の心理的負担を軽減し、誘導や暗示を受けやすい子どもや障害者の供述内容の信用性を担保するため、繰り返しの事業聴取を回避し、また関係機関で情報を共有する。
- ◆子どもや障害者など、何度も同じことを聴取すると、記憶が混乱、汚染されてしまう人が被害にあった場合、専門の研修を受けたインタビュアーが、誘導のない特別な手法で行う面接方法

司法面接の特徴は、

- ① 子ども・障害者に自身の言葉で話してもらうこと
- ② **面接が構造化**されていること
(「記憶の混濁」を起こさないよう予め質問項目や順番を検討して構造化しておく)
- ③ 録音・録画を行うこと
- ④ **多職種**が連携して面接回数を**最小限**に抑えること
(専門コアチームの編成、協力、バックアップ)

の4つが挙げられる。

【性的虐待の予防に向けてー1 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

- ①基本は「ひとりの人間としての尊厳」から
 - ・虐待は尊厳の欠落から。上下関係の構造を作らない。
 - ・呼称の問題から取り組む。「さん付け」「ちゃん付け」

- ②性の問題も、日常的に事例検討会で共有しておく
 - ・身体的虐待、心理的虐待の理解は共有しやすい
 - ・性の問題は、支援者どうしても日常的に共有しにくい
 - ・性的虐待の事例は見えないところで起こる。
 - ・性的虐待に関するアセスメント・アンテナを蓄積する

【性的虐待の予防に向けてー2 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

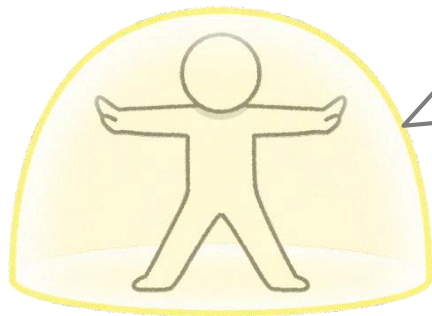
③性的虐待を予防していくためには、日常の支援のあり方から考えていくことが重要。

- ・日常の支援に性虐待につながるリスク支援をチェックする。
- ・被虐待者の発達の段階及び社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは、虐待者が性的満足を得るための行為(意識、無意識を問わない)を掘り起こし改善する

④境界線(バウンダリー)を超えた支援がなされていないか
(女児・女性を膝の上に乗せて遊んでいるなど)

- ・添い寝、
- ・膝の上に乗せて遊ぶ、
- ・散歩等で腕を組む
- ・同性介護、
- ・単独入浴介護
- ・失禁等の対応や事後処理の安易さ、
なども見直していく必要がある

性的虐待＝境界線（バウンダリー）の侵害



「わたし」の領域
「わたし」自身（自我）
「わたし」が決められる（自治）

- 境界線を侵害されると「YES/NO」の線がわからなくなる
- 「いや」だと感じられない、感じてても「仕方がない」と思う
- 境界線を破った/破られた状況を、「親密」と認識する
- 「安全」と「安心」の混乱（危険な行為や関係で安心する）
- 境界線が破られると解離し、適切な対処ができない
- 「支配－被支配」のトラウマティックな対人関係の再演

【性的虐待の予防に向けてー3 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

④ 同性介助の原則の確認

プライベートゾーン(水着を着用するときに隠れる場所)
の意識化*同性介助でも、接触には配慮が必要

⑤ 本人たちとの「性被害にあわないため」の ワークショップを実施しておくことは これからの虐待防止にはとても重要

【資料;文科省『命の安全教育』教育教材・指導の手引きより

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html】



性行動のルール

プライベートパーツ

おもに、水着で隠れる部分
(尻、ペニス、膣、胸 + 唇)

プライベートパーツを 人に見せてもいいとき

- ・手当てや治療など、健康のためのケアを受けるとき
- ・親や医者など、相手がケアの提供者であるとき
- ・自分でできるときは断ってもよい

見せた被害者が悪いのではなく、
他者のプライベートパーツを見ようと
した相手の行為が**ルール違反**

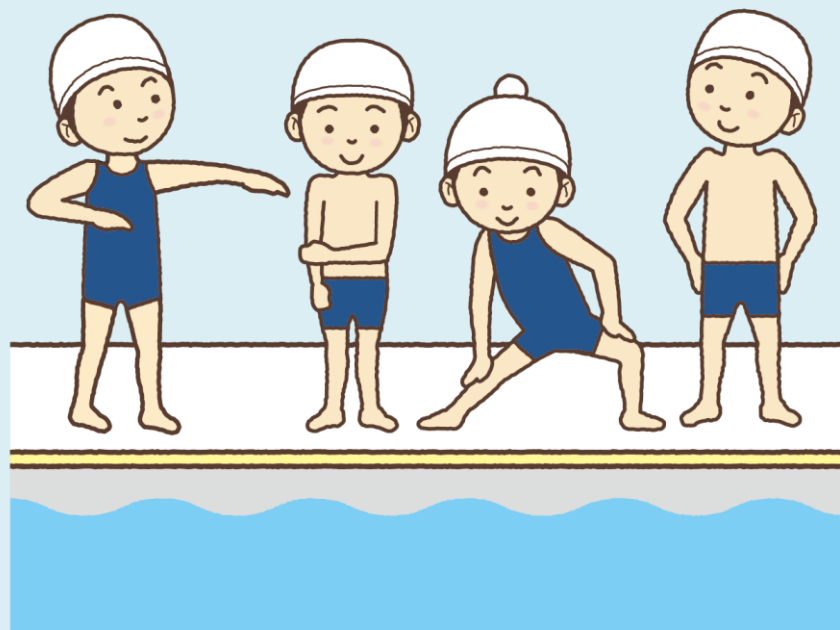
子どもの性行動のルール

1. ほかの人のプライベートパーツを触ってはいけない
2. ほかの人に、自分のプライベートパーツを触らせてはいけない
3. 自分のプライベートパーツを見せてはいけない
4. ほかの人のプライベートパーツを見ようとしてはいけない
5. 自分のプライベートパーツに触っているのは、ひとりであるときだけ
6. 性的な言葉や行動で、ほかの人に不快な思いをさせてはいけない

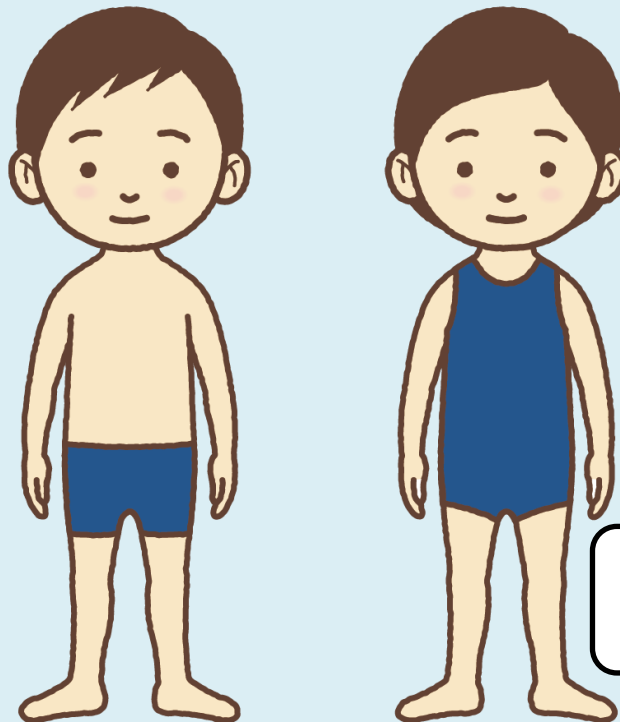
じぶんだけの たいせつなところ

【資料;文科省『命の安全教育』教育教材・指導の手引きより
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html】

おうちでお風呂にはいるときは
水ぎをきないのに、
プールにはいるときは、
どうして水ぎをきるのかな？

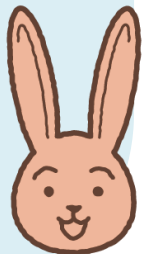


水ぎでかくれるところは
じぶんだけの
たいせつなところだからだよ

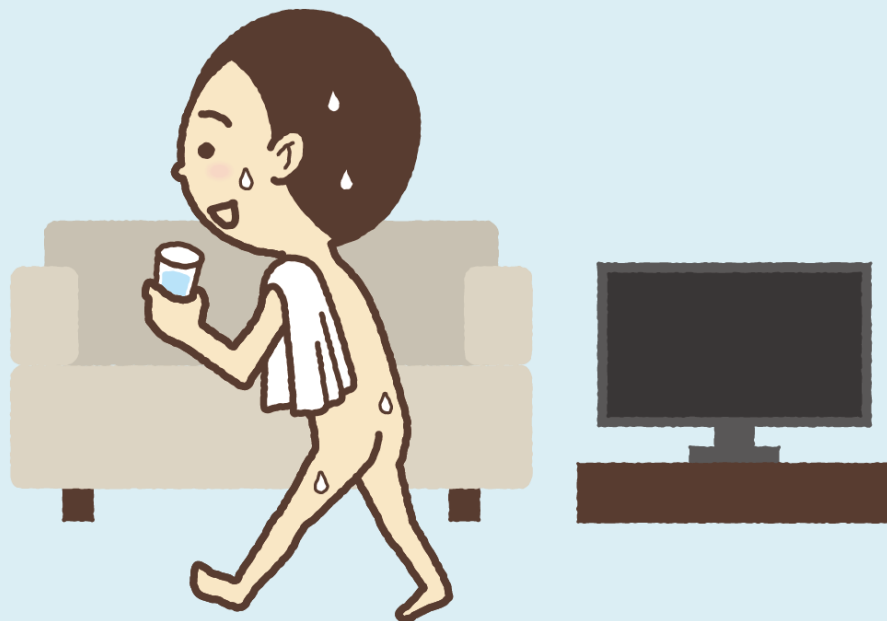


いろんなひとにみせるとこ
じゃないんだね!

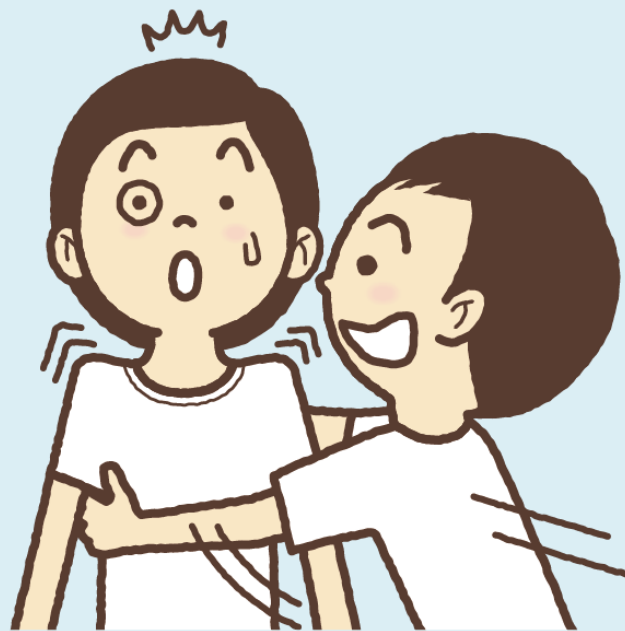
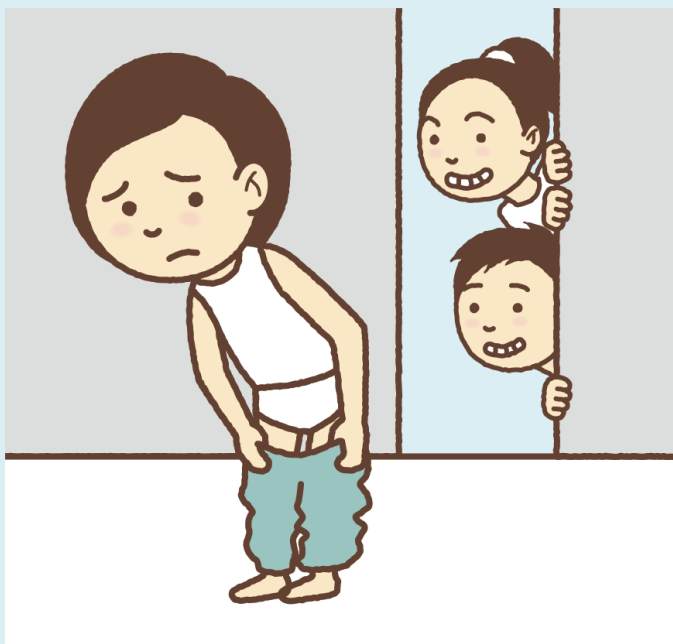
□・かお もたいせつだよ!



水ぎでかくれるところは、
ほかの人に見せたり、さわらせたり
しないようにしよう

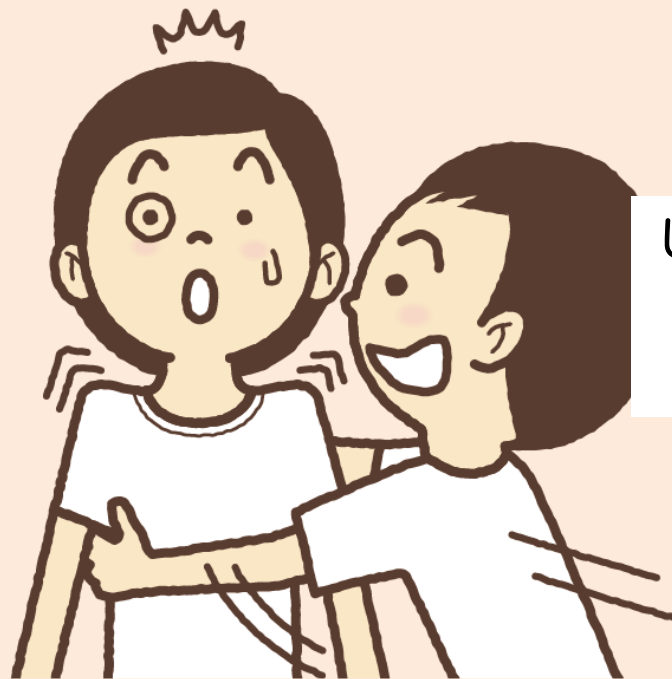


ほかの人の水ぎでかくれるところ
もたいせつで、見たり、
さわったりしないようにしよう



いやなきもち

みんなであそんでいるとき、
びっくりしたり、いやなきもちになったり
するさわられかたをしたことある？



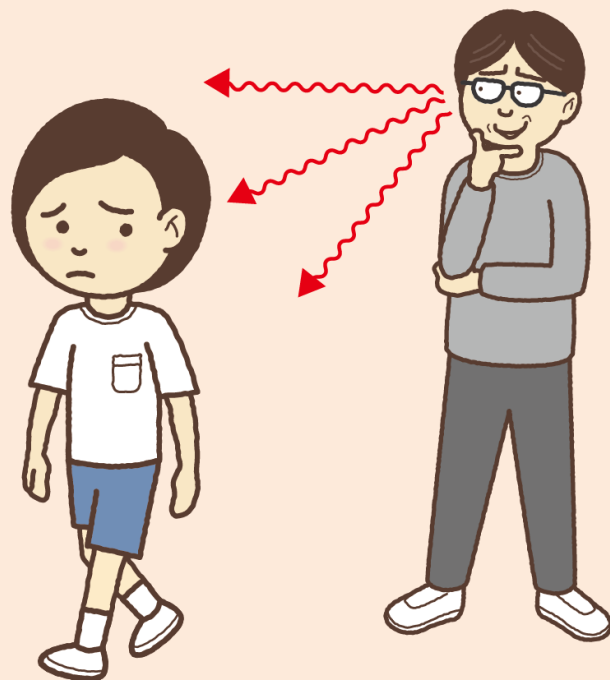
じぶんにされていやなことは
ほかの人にも
しないようにしようね！



びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？



いきなりさわられたり、
じろじろみられたりしたら
びっくりしたりいやなきもちになるよね



じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできる大人におはなししよう。

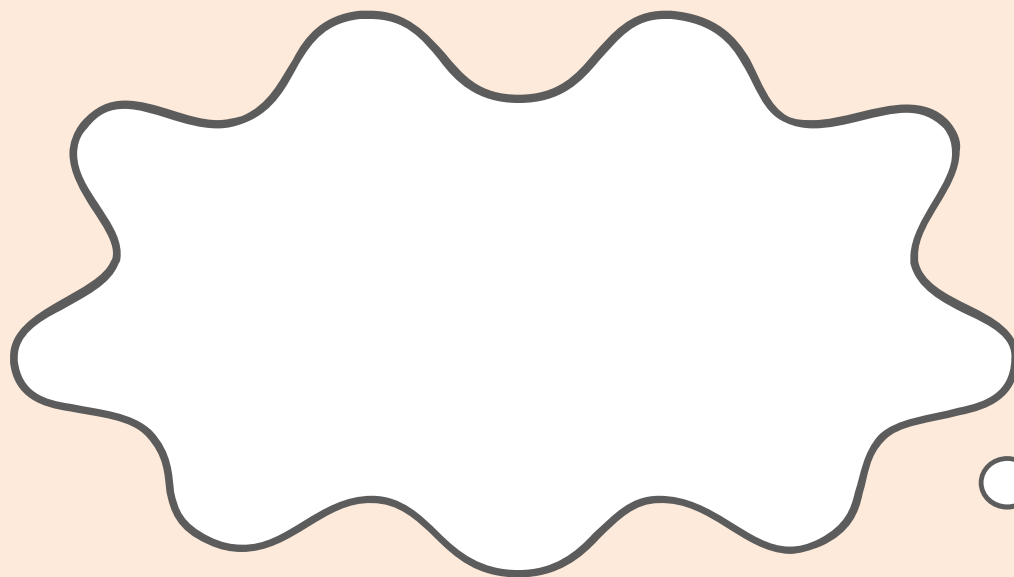
いやだ!



へんだな とか い
やだな
っておもう人に
ついていいたらあぶ
ないよ



じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
どうすればいいかな？



まとめ

「性」は「生」そのもの。かけがえのないその人を尊重する

障害のある人の「性」をタブー視しない

早期に、「周囲のさりげない気づき」を

重視する性虐待はチームで取り組む